

富田林市要綱第 2 8 号

富田林市自主防災組織補助事業要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、自主防災組織を育成するためにその立ち上げとともに円滑な運営を支援し、市民の防災意識の高揚と防災体制の確立を図ることを目的とする。

(自主防災組織)

第 2 条 この要綱において自主防災組織とは、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号。以下「法」という。）第 2 条の 2 第 2 号に定める組織をいう。

- 2 自主防災組織は、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づき、町会又は自治会単位で自主的に結成し、法第 5 条及び第 4 2 条の規定による富田林市地域防災計画に基づき、自主的な防災活動を行うものとする。

(事業)

第 3 条 市長は、必要に応じて、又は自主防災組織からの申出により、次に掲げる事業を行う。

- (1) 自主防災組織の結成及び活動に対する指導及び助言
- (2) 自主防災組織に対する防災知識の普及に関する資料等の提供
- 2 前項に掲げるもののほか、市長は次に掲げる事業を行う。
 - (1) 自主防災組織が組織の結成時に行う防災資機材（以下「資機材」という。）の整備に対する補助（以下「育成補助」という。）
 - (2) 自主防災組織が行う資機材（倉庫に限る。）の整備に対する補助（以下「特定育成補助」という。）
 - (3) 自主防災組織が行う事業の運営に要する経費（以下「運営費」という。）に対する補助（以下「運営費補助」という。）
- 3 特定育成補助は、役員名簿及び規約を市長に提出した日が属する年度の翌年度から起算して 1 0 会計年度が経過した自主防災組織のみ申請を行うことができる。

(資機材の整備及び運営費の補助)

第 4 条 前条第 2 項第 1 号の事業は、地域の防災活動に必要な資機材の整備に関する事業とし、別表第 1 に掲げる資機材の参考例に準じた整備に対してこれを補助する。ただし、その補助は、2 0 万円を限度とし、自主防災組織が結成され、役員名簿及び規約を市長に提出した日が属する会計年度に限るものとする。

2 前条第2項第2号の事業は、倉庫の整備に要した経費に対し、20万円を限度とし、1組織1回限り交付することにより行う。ただし、これまでにこの要綱に基づき補助金の交付を受けて倉庫を設置したことのある自主防災組織においては、当該倉庫の設置場所とは別に、新たに防災拠点となる場所を確保して整備する場合に限るものとする。

3 前条第2項第3号の事業は、運営費のうち次に掲げる事業に要した経費に対し、別表第2の運営費補助限度額を運営費補助金として交付することにより行う。ただし、当該補助金は、市長が指定する訓練を実施した自主防災組織に対し1年度につき1回限り交付する。

(1) 防災訓練、講習会等防災知識の普及活動

(2) 総会、役員等組織の運営会議

(3) 防災資機材の整備

4 特定育成補助における当該資機材の整備に要する費用が第2項に定める補助限度額を超える場合は、特定育成補助と運営費補助との申請を同時に行う場合に限り、当該限度額を超えた額（申請時の運営費補助限度額に限る。）につき、運営費補助の交付を受けることができる。

（育成補助又は特定育成補助の交付申請）

第5条 この要綱により、育成補助又は特定育成補助を受けようとする者は、富田林市自主防災組織育成補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、特定育成補助を受けようとする場合は、第1号及び第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 自主防災組織の規約

(2) 自主防災組織の役員名簿

(3) 事業計画書（様式第1号の2）

(4) 予算書（様式第1号の3）及び予算書の支出の部の内訳（様式第1号の4）

(5) 見積書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

（育成補助又は特定育成補助の交付）

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、申請の内容について審査し、適正と認めたときは、交付すべき育成補助額又は特定育成補助額を決定し、必要な条件を付して富田林市自主防災組織育成補助金交付決定通知書（様式第2号）により自主防災組織に通知するものとする。

2 前項により育成補助金の交付決定通知を受けた者（以下「資機材補助事業者」という。）は、富田林市自主防災組織育成補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等の実績書（様式第3号の2）
- (2) 補助事業等の収支決算書（様式第3号の3）及び補助事業等の支出の部の内訳（様式第3号の4）
- (3) 補助事業等に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の報告を受理したときは、報告の内容について審査し育成補助額又は特定育成補助額の確定を行い、資機材補助事業者に対し富田林市自主防災組織育成補助金確定指令書(様式第4号)により通知し、育成補助金を交付するものとする。

（運営費補助金の交付申請）

第7条 この要綱により、運営費補助金の交付を受けようとする者（以下「運営費補助申請者」という。）は、富田林市自主防災組織運営費補助金交付申請書（様式第5号又は様式第5号の2。以下「申請書」という。）に第5条第3号から第6号までに掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、災害時に複数の自主防災組織が共同で利用できる防災資機材の整備に限り、共同で行うことができる。この場合において、交付申請額は、当該自主防災組織ごとの運営費補助限度額を合算した額とする。

3 第1項の申請は、第4条第2項第3号に掲げる事業に関するものに限り、補助金を交付する年度及び前年度又は前2年度において第4条第2項に掲げる事業（以下この条において「特定事業」という。）を継続し行うことにより効力が生じるものとしてすることができる。この場合において、補助金の額は、特定事業を行う年度に応じて増額することとする。

4 前項の申請を行う場合であっても、特定事業を行うに先立ち申請書を提出しなければならない。

5 第3項の申請を行った運営費補助申請者は、特定事業を行う期間において、新たに第1項の申請を行うことができない。

6 第3項の申請については、第2項の規定を適用しない。

（運営費補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、申請の内容について審査し運営費補助金を交付すべきものと認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し運営費補助申請者に対し、富田林市自主防災組織運営費補助金決定通知書（様式第6号）により通知する。

（実績報告等）

第9条 運営費補助申請者は、事業終了後速やかに富田林市自主防災組織運営費補助金実績報告書（様式第7号）に第6条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受理したときは、報告の内容について審査し、運営費補助金額の確定を行い、運営費補助申請者に対し、富田林市自主防災組織運営費補助金確定指令書(様式第8号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、事業の性質上必要があると認めた場合は、補助金の交付決定の範囲内で一部又は全額の概算交付をすることができる。

(補助金の請求)

第10条 第6条第3項及び前条第2項の規定により確定指令書の通知を受けた者は、請求書(様式第9号)により市長に請求するものとする。

2 前条第3項の規定による概算交付を希望する者は、概算交付請求書(様式第10号)により市長に請求するものとする。

(資機材の管理)

第11条 補助事業者は、補助を受けた資機材の維持管理に努めなければならない。

2 前項の規定により、維持管理に必要な経費は、当該自主防災組織において負担するものとする。

(資機材の譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、補助を受けた資機材を第三者に譲渡してはならない。

(資機材の検査)

第13条 市長は、自主防災組織に対して補助した資機材が適切に維持管理されているか検査することができる。

(変更届)

第14条 補助事業者は、第5条及び第7条により提出した書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(返還)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 正当な理由なく自主防災組織が解散したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(3) 第13条の検査の結果、適切な維持管理又は運用が行われていないと認めたとき。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成9年度の事業から適用する。

附 則（平成10年要綱第8号）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成16年要綱第37号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年要綱第2号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施工の際、この要綱による改正前の各要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている用紙については、当分の間、この要綱による改正後の各要綱の様式に関する規定による用紙とみなして使用することができる。

附 則（令和3年要綱第84号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の富田林市自主防災組織補助事業要綱の様式の用紙で、現に存在するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年要綱第11号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の富田林市自主防災組織補助事業要綱の様式の用紙で、現に存在するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年要綱第30号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年要綱第64号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市自主防災組織補助事業要綱の規定は、令和6年度の事業から適用する。

附 則（令和7年要綱第35号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の富田林市自主防災組織補助事業要綱に定める様式の用紙で、現に存在するものは、所要の修正を加

え、なお使用することができる。

別表第 1 （第 4 条関係）

資機材の参考例

ヘルメット	消火器	ジャッキ
ロープ	掛け矢	脚立
ハンマー	腕章	投光器
シャベル	倉庫	発電機
のこぎり	救急セット	消火バケツ
ツルハシ	担架	大斧
バール	ハンドマイク	電池
コードリール	防水シート	

別表第 2 （第 4 条関係）

運営費補助限度額

自主防災組織の規模	運営費補助金限度額
5 0 0 世帯以上	1 1 万円
4 0 0 世帯～ 4 9 9 世帯	8 万 8 千円
3 0 0 世帯～ 3 9 9 世帯	6 万 6 千円
3 0 0 世帯未満	5 万 5 千円